

# 議 事 録

## 第 17 期名護市農業委員会 第 11 回 総 会

令和 3 年 7 月 28 日 (水)

名護市農業委員会 第11回総会

開催日時 令和3年月7月28日(水)午後10時00分～

開催場所 労働福祉センター

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	長山 正敏	欠	6番	前川 好男	○
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	◎	11番	比嘉 清隆	◎	12番	仲原 由香里	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	○
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	○	18番	伊波 興助	欠
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	○	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	○						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

- 議案
- 第61号 農地転用事業計画変更承認申請について
  - 第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 第64号 農用地利用集積計画の意見決定について
  - 第65号 非農地証明願について
  - 第66号 復帰前現況証明
  - 第67号 農地利用状況調査及び世帯状況調査の実施について
  - 第68号 名護市農業委員の辞任について

(開会)

議長 これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は10番と11番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第11回名護市農業委員会総会」を始めます。

(第61号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積460㎡。農地法の許可後報告書を提出しておらず転用が終了していなかった。現在は駐車場として利用している為の申請になっております。農地区分は第2種農地(市街地近接) 一団農地は0.5haとなっております。始末書付きとなっております。

整理番号2~3番(同時申請) 農振農用外、面積912㎡(3筆合計)。当初計画では位置指定道路及び4区画での建築条件付建売住宅となっておりましたが4区画から3区画に変更となった為の申請になっております。農地区分は第2種農地(市街地近接) となっております。一団農地は0.5haとなっております。

整理番号4番 農振地域外、面積197㎡(2筆合計)。当初の所有者が亡くなった為事業の運営が困難となり計画を断念せざるを得なかった為の申請になっております。農地区分は第3種農地(用途地域) となっております。5条申請整理番号4番同時申請となっております。

整理番号5番 農振地域外、面積239㎡。農地法の許可後、計画していた住宅建築を他の土地に変更したので申請の計画を断念下為の申請になっております。農地区分は第3種農地(用途地域) となっております。5条申請、先月総会にて可決済。

整理番号番6 農振地域外、面積267㎡。計画変更の申請になっております。農地区分は第3種農地(用途地域) となっております。5条申請整理番号6番同時申請となっております。

整理番号番7 農振地域外、面積277㎡。計画変更の申請になっております。農地区分は第3種農地(用途地域) となっております。5条申請整理番号7番同時申請となっております。

整理番号番8 農振地域外、面積269㎡。計画変更の申請になっております。農地区分は第3種農地(用途地域) となっております。5条申請整理番号8番同時申請となっております。

整理番号番9 農振地域外、面積200㎡。計画変更の申請になっており

ます。農地区分は第3種農地（用途地域）となっております。5条申請整理番号9番同時申請となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

**(第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について)**

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積756.10㎡(2筆合計)土地を有効活用で観光に携わる貸店舗を建設したい為の申請。農地区分は第2種農地(その他)一団農地は3.6haとなっております。

整理番号2番 農振農用外、面積150㎡。土地の有効利用を図る為、1戸建て住宅を新築する為の申請。農地区分は第2種農地(市街地近接)一団農地は6.1haとなっております。

整理番号3番 農振農用外、面積488㎡。現在仮住まいの為、自己所有の土地に戸建住宅を建築したい為の申請。農地区分第2種農地(市街地近接)一団農地は0.1haとなっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

**第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について)**

事務局 整理番号1番 農振農用外、面積221㎡。住宅兼貸住宅での所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)一団農地は7.4haとなっております。

整理番号2番 農振農用外、面積150㎡(2筆合計)。駐車場としての所有権移転。農地区分は、第2種農地(市街地近接)一団農地は0.1haとなっております。

整理番号3番 農振農用外、面積174㎡。位置指定道路としての所有

権移転。農地区分第2種農地(市街地近接)一団農地 9.1 haとなっております。

整理番号4番 農振地域外、面積 197 m<sup>2</sup> (2筆合計)。貸駐車場で所有権移転。農地区分は、第3種農地(用途地域)となっております。5条事変整理番号4番同時申請、5条整理番号5番同時申請となっております。

整理番号5番 農振地域外、面積 48 m<sup>2</sup>。貸駐車場で所有権移転。農地区分は第3種農地(用途地域)となっております。5条整理番号4番同時申請となっております。

整理番号6番 農振地域外、面積 267 m<sup>2</sup>、一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第3種農地(用途地域) 5条事変整理番号6番同時申請中。

整理番号7番 農振地域外、面積 277 m<sup>2</sup>、一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第3種農地(用途地域) 5条事変整理番号7番同時申請中。

整理番号8番 農振地域外、面積 269 m<sup>2</sup>、一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第3種農地(用途地域) 5条事変整理番号8番同時申請中。

整理番号9番 農振地域外、面積 200 m<sup>2</sup>、一般個人住宅での所有権移転。農地区分は第3種農地(用途地域) 5条事変整理番号9番同時申請中。

議長

事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。

質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

#### (第64号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局

令和3年7月20日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人12名。譲受人9名。設定筆数16筆、面積26,289 m<sup>2</sup>。内 賃借権8筆、使用貸借権5筆、所有権移転3筆となっています。

整理番号 1 番~2 番 3 年の使用貸借。予定作物はシークワサー。稼働日数は 250 日

整理番号 3 番~4 番 10 年の使用貸借。予定作物はトマト・サトウキビ。稼働日数は 250 日

整理番号 5 番所有権移転。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 150 日

整理番号 6 番~7 番所有権移転。予定作物はサトウキビ。稼働日数 150 日

整理番号 8 番 5 年の賃貸借。予定作物はパイン。稼働日数は 150 日

整理番号 9~12 番 5 年の賃貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 250 日

整理番号 13 番 5 年の使用貸借。予定作物はサトウキビ。稼働日数は 250 日

整理番号 14 番 10 年の賃貸借。予定作物はパイン。稼働日数は 250 日

整理番号 15 番 10 年の賃貸借。予定作物はパイン。稼働日数 250 日

整理番号 16 番 4 年の賃貸借。予定作物はパイン。稼働日数は 250 日

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、すべて可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第 65 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農振農用外、面積 63 m<sup>2</sup>。当該申請地は住宅敷地内にある小面積の土地で 40 年ほど前から家庭菜園と豚舎の一部として利用していた。数年前からは一部ビニールハウスを建設し、マンゴーの品種、栽培に関する調査

研究に使用しており、農地としての活用は見込めない場所である。

整理番号2番 農振農用外、面積 629 m<sup>2</sup>。当該申請地は山林した傾斜地で30年以前から耕作されていない。雨が降ると沢の水が流れる場所で、農地としての利用は困難である。

整理番号3番 農振農用外、面積 45 m<sup>2</sup>。当該申請地は道路工事によって分断された土地の残地であり、小面積の細長い形状である。農地としての有効活用は困難な土地であり、現況は山林化している。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件は可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第66号 現況証明願いについて)

事務局 整理番号1番 農振農用外。復帰前より宅地化しているための申請となっております。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第67号) 農地利用状況調査及び世帯状況調査の実施について

事務局 農業委員会は毎年1回農地の利用状況調査を実施しております(農地法第30条第一項に定められる)。内容としましては地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止と早期発見となっております。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、終了としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第68号) 名護市農業委員の辞任について

議長 議案第68号、農業委員の辞任届に伴う同意についてご説明いたします。

長山正敏委員より一身上の都合により令和3年7月27日付で名護市長あてに辞任届が提出されております。

委員の辞任に関しては、農業委員会等に関する法律第13条の規定により、市町村長及び農業委員会の同意を得て辞任することができるということになっておりますので、今回、おはかりするものでございます。

委員 異議なし。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第11回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第32条第3項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 比嘉 晴 印

署名委員 比嘉 清隆 印